

町営住宅入居者募集 (1戸)

福祉課 内線314

◇募集する住宅《湯河原町宮上725-2 町営孫込住宅》

| 場 所 | 家賃(月額) | 構 造 | その他 |
|-----------------------|----------|-------------|------------|
| 1号棟4階 401号室 | 12,100円～ | 耐火構造 4階建 | 敷金 3か月分 |
| 間取り 6畳・7.5畳・DK・浴室・トイレ | | | |

【申込期間】 7月7日(月)～7月18日(金)

【申込方法】 所定の申込み用紙に記入のうえ、必要書類を添えて役場福祉課までご持参ください。(応募者多数の場合は書類選考となります。)

【資 格】

- ①申込者は成人であり単身者でないこと。(高齢者・身障者の方などはこの限りではありません。)
- ②本町に在住又は在勤し、その期間が1年以上であること。
- ③現在住宅に困窮していることが明らかであること。
- ④月収額が基準額内にあること。(20万円以下)
- ⑤町税などに滞納がないこと。

※詳しくは、福祉課まで

【入居時期】 8月1日(金)以降の予定

豊かな環境づくり 基金への寄附

都市計画課 内線532

6月5日に湯河原町商工会チャリティーゴルフ大会が開催され、当日参加者から寄せられたチャリティー募金を、鈴木利夫商工会長から豊かな環境づくり基金へ寄附をいただきました。この寄附金は豊かな自然環境の整備のために役立たせていただきます。ありがとうございました。



住民税の減額申告がはじまりました ……対象となる方は、お忘れなく!

税務課 内線261～263

税源移譲により平成19年度分の住民税が増えた方で、平成19年中の所得が減ったことにより平成19年の所得税がかからなくなった方は、既に納付済の平成19年度分の住民税を減額(還付)する経過措置により負担が増えないようになっております。

この経過措置を受けるための申告期間が平成20年7月1日からはじまりました。

【対 象 者】 平成20年度の住民税の分離課税を含む課税所得金額が、所得税と住民税の人的控除額(基礎控除、配偶者控除、扶養控除など)の差の合計額以下になる方に限られます。

【申 告 先】 平成19年1月1日現在お住まいの市区町村です。減額申告書は、各市区町村にあります。

【対象年度】 平成19年度のみ

【申告期限】 平成20年7月31日(木)まで

固定資産税の減額措置が追加されました

税務課 内線265～267

(1)長期優良住宅(200年住宅)に係る特例措置

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定基準に基づき認定を受け、同法の施行の日から平成22年3月31日までの間に新築された住宅で、一定の要件を満たすものが対象です。

・減額の期間

中高層耐火建築物 新築から7年度分
上記以外の一般住宅 新築から5年度分

・減額される税額

対象住宅にかかる税額から2分の1を減額
(1戸あたり120㎡相当分までに限る)

※ 現行の新築住宅の特例に代えて適用

(2)住宅の省エネ改修に伴う減額措置

平成20年1月1日に存する住宅(賃貸住宅を除く。)で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅が対象です。

・対象住宅にかかる翌年度の税額から3分の1を減額
(1戸あたり120㎡相当分まで、一回限りの適用)

※(1)は新たに固定資産税が課税される年度の初日の属する年の1月31日までに、(2)は改修後3か月以内に所定の証明書類などを添付し町へ申告してください。

申告期限を過ぎている場合や期限内に申告できない場合はご相談ください。